

岩手県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する医療の内容	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
岩手県立中部病院	北上市村崎野17地割10番地	整形外科に関する医療	育成医療及び更生医療	平成27年4月1日
岩手県立中部病院	北上市村崎野17地割10番地	じん臓に関する医療	育成医療及び更生医療	〃
あゆみ訪問看護ステーション山田	下閉伊郡山田町飯岡第6地割9番地1		育成医療及び更生医療	〃
ファミリー薬局東山店	一関市東山町松川字卯入道138番地3		育成医療及び更生医療	〃